生活環境改善に向けて各種の補助金制度を活用しましょう

役場生活環境課では、交通安全・防犯、廃棄物対策および地球温暖化対策等、皆さまの身近な環境に関連する事業を行っています。このたび、新規事業として「地球温暖化対策機器設置等補助金交付」と「スズメバチ駆除費補助金交付」を開始します。あわせて、「チャイルドシート購入補助」と「生ごみ処理機購入補助」も見直しを行いましたので、ここでご紹介します。

美浦村地球温暖化対策機器設置等補助金の交付を開始します

地球温暖化が社会問題となっている中、低炭素で循環型社会の実現を推進することを目的として、個人の居宅に環境負荷の少ない住宅用新エネルギー・省エネルギー機器を設置する場合と、個人または事業所で低公害対策車を購入する場合に、以下のとおり補助金を支給します。

【申請受付開始日】　６月１日（月）　＊必ず契約・発注前に申請を行ってください。

※申請された補助金の総額が予算額に到達した段階で、本年度分の申請受付を終了します。

《補助対象の条件》

◇住宅用新エネルギーおよび省エネルギー機器設置

・屋根材一体型は、屋根を載せた時点で工事着工と見なします。
・美浦村に住所を有する方または新築して転入する予定があり完成時に美浦村に住所を有する方。
・申請者みずからが契約し、機器等の所有者かつ使用者となること。
・住宅が借家の場合は、当該住宅の所有者に同意を得ていること。
・申請した日の属する年度の３月末日までに工事が終了すること。

◇低公害車購入

・美浦村に１年以上住所を有する方もしくは村内に事業所を有する事業者。
・申請者が自動車検査証の使用者であり、補助決定後３年間は保有できること。

《補助対象機器および補助金額》

◇住宅用新エネルギーおよび省エネルギー機器設置

・住宅用太陽光発電システム　最大で25万円（１kw５万円：上限５kw）
・自然循環型太陽熱温水器および強制循環型太陽熱利用システム　１基２万円
・二酸化炭素冷媒ヒートポンプ給湯器（エコキュート）　１基３万円
・家庭用天然ガスコジェネレーション（エコウィル）　１基５万円
・家庭用燃料電池（エネファーム）　１基５万円

◇低公害車購入

・電気自動車（４輪以上の車）　１台10万円
・プラグインハイブリッド車　１台５万円

《申請時の添付書類》

◇住宅用新エネルギー及び省エネルギー機器設置

・機器に係る見積書の写し、または経費の内訳が明記されている工事請負契約書の写し
・機器の形状および規格に関する資料
・機器の設置前の写真および機器設置場所を含む付近の地図
・村税等納付（納入）状況確認承諾書
・申請を委任する場合は委任状
・住宅用太陽光発電システムの場合はシステムの概要書（様式第２号）

◇低公害車購入

・低公害対策車購入に係る見積書の写し、または経費の内訳が明記されている書類の写し
・法人事業者は、法人所在証明書
・個人事業者は、申請者が営む主な事業・内容を記した書類および村内での営業活動が確認できる書類
・村税等納付（納入）状況確認承諾書
・申請を委任する場合は委任状

スズメバチの巣を駆除した人に補助金を交付します

４月１日から、スズメバチの巣を駆除した土地の所有者および管理者に対し、補助金を交付しています。補助金を申請する方は、スズメバチの巣の駆除処理が終了した日から30日以内に、以下の書類を生活環境課に提出してください。

《申請時の添付書類》

・美浦村スズメバチ駆除費補助金交付申請書
・スズメバチの巣の駆除に要した費用の領収書の写し
・駆除前及び駆除後の現場が確認できる写真
・村税等納付（納入）状況確認承諾書

《補助金額》

処理費用の２分の１の金額（百円未満切り捨て）上限１万円

生ごみ処理容器等を設置・修繕した場合に…

６月１日から、生ごみ処理容器等の設置に対する補助金額が変更されるほか、修繕の場合も補助対象となります。申請する方は、以下の書類を添えて生活環境課に申請してください。

《申請時の添付書類》

・生ごみ処理容器等設置及び修繕事業補助金交付申請書兼請求書（様式第１号）
・生ごみ処理容器等設置及び修繕事業実績報告書（様式第２号）
・購入費・修繕費の領収書
・購入品が確認できる書類（取扱説明書等）
・村税等納付（納入）状況確認承諾書

《補助金額》

【購入】	生ごみ処理機器（電気式）	購入金額の２分の１	（上限２万円）
	生ごみ処理容器	購入金額の４分の３	（上限１万円）
【修繕】	生ごみ処理機器（電気式）	購入金額の４分の３	（上限１万円）
	生ごみ処理容器	購入金額の４分の３	（上限１万円）

チャイルドシートを購入した場合に…

６月１日から、補助金交付の要件に、申請者が美浦村に６か月以上居住していることが新たに加えられます。小学校入学前のお子さんにチャイルドシートを購入した方は、購入した日から１年以内に、以下の書類を添えて生活環境課に申請してください。

《申請時の添付書類》

・チャイルドシート購入補助金交付申請書
・店名・品名・購入日が記載された領収書
・品質保証書（新安全基準ECE／R44の安全基準適合マークが確認できるもの）
・村税等納付（納入）状況確認承諾書

《補助金額》

購入額の２分の１の金額（百円未満切り捨て）上限５千円

《適合マークの例》

□問合せ　役場生活環境課☎885－0340（内）214・215